

介護給付適正化事業にかかる「適正化チェックシート」の実施状況について

本市では国の「介護給付適正化計画に関する指針」（平成29年7月7日老介発0701第1号別紙）に基づき、介護給付適正化事業を進めています。

限られた地域資源を効率的、効果的に活用し、適切なサービスを確保するため、昨年度からシステムを使った「適正化チェックシート」を用いて、介護給付適正化事業の主要5事業の1つである「ケアプランの点検」について、運用をしているところですが、現在までの実施状況をお知らせします。

記

1. 概要

市は、給付実績と要介護（要支援）認定データを突合させ、例外給付の申請が必要と考えられる給付や、内容の確認が必要と思われる給付等について抽出し、該当のある居宅介護支援事業所あてに「適正化チェックシート」を送付し、居宅介護支援事業所に回答をいただいています。

2. 実施期間

平成30年6月利用分から隔月実施
（今回の集計は平成30年6月～令和元年6月利用分）

3. チェック項目・実施状況

別紙のとおり

4. 評価

- ・集計では「重度の寝たきり状態への歩行器貸与」、「徘徊はなく歩行ができない状態への用具貸与の徘徊感知器貸与」の件数が多いですが、認定調査時からの本人の回復等によりやむをえない貸与であり、不適切な貸与と認められたケースはありませんでした。
- ・軽度要介護者への福祉用具貸与については、例外給付の申請が必要であり、提出忘れの防止等に役立っています。
- ・これからも居宅介護支援事業所様におかれましては、介護給付適正化事業に協力いただきますよう、よろしく願います。（「適正化チェックシート」は利用者の心身の状態に応じた介護給付となっているかを確認するものであり、チェック項目に該当することが直ちに不適正であるものではありませんのでご留意ください。）

＜問い合わせ先＞
長浜市健康福祉部高齢福祉介護課
介護保険グループ 担当：高橋
Tel 0749-65-7789
FAX 0749-64-1437